

令和 7 年 1 月 19 日

○条例

小田原市病院事業の料金等に関する条例

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

## 小田原市病院事業の料金等に関する条例

### [制定理由]

新病院で行う病院事業における料金その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めるため制定する。

### [内 容]

#### 1 料金等（第2条及び別表関係）

事業管理者は、診療等について、次に定める額の料金等を徴収することとする。

- (1) 健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令（以下「法令」という。）によりその額を定められた診療等に係る料金等の額 法令の定めるところにより算定した額
- (2) 法令の適用を受ける入院時の食事療養に係る料金等の額 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した食事療養費の額
- (3) 法令の適用を受けない診療等に係る料金等の額 診療報酬の算定方法に基づき1点の単価を15円として計算して得た額に、100分の110を超えない範囲内で事業管理者が定める率を乗じて得た額
- (4) 法令の適用を受けない入院時の食事療養に係る料金等の額 (2)の基準により算定した食事療養費の額に100分の150を乗じて得た額を超えない範囲内で事業管理者が定める額
- (5) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養に規定する療養及び(1)から(4)までの算定方法により難い診療等に係る料金等の額 次に定めるもののほか、事業管理者が別に定める額

種 別			単 位	金 額	
特別 入院 室料	特別室（括弧内 は、小児患者が使 用する場合の額）			市民等	市民等以外の者
	A		1 日	22,000円 (20,000)	30,800円 (28,000)
				11,000円 (10,000)	15,400円 (14,000)

(加算額)	L D R 室 (非課税)		1回	2 0 , 0 0 0 円	2 8 , 0 0 0 円		
	特別 4 床室			3 , 8 5 0 円	5 , 3 9 0 円		
初診時選定療養費		医 科	1回	7 , 7 0 0 円			
		歯 科		5 , 5 0 0 円			
再診時選定療養費		医 科	1回	3 , 3 0 0 円			
		歯 科		2 , 0 9 0 円			
特別長期入院料		1 日	通算対象入院料の基本点数に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に、 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額				
多焦点眼内レンズ支給選定療養費		1 回	次の金額の合計を基準として事業管理者が定める額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額  ア 多焦点眼内レンズの費用から保険診療の場合に主に使用する眼内レンズの費用を控除した額  イ 多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額				
長期収載品選定療養費		1 回	長期収載品の薬価と後発医薬品の薬価との価格差に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 1 0 円を乗じて得た額に、 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額				

妊婦健康診査料	1 件	3, 000円	
分娩介助料		70, 000円	100, 000円
無痛分娩料（加算額）		150, 000円	
新生児保育料	1 日	6, 000円	
育児相談料	1 件	3, 300円	
がん検診料		診療報酬の算定方法により算定した額に 100分の110を乗じて得た額の範囲内 において事業管理者が定める額	
文 書 料	診断書	1 件	2, 200円
	死亡診断書（死体検査 書）		3, 300円
	特殊診断書		5, 500円
	証明書		1, 430円
	特殊証明書		4, 400円
死体処置料		1 体	3, 300円

備考 この表において「市民等」とは、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住する者をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

(6) 国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う診療等に係る料金等の額 当該契約において定める額

## 2 料金等の徴収時期（第3条関係）

料金等は、その都度、徴収することとするほか、料金等の徴収時期の特例について定めることとする。

## 3 料金等の減免等（第4条関係）

事業管理者は、特に必要と認めるときは、料金等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができるることとする。

## 4 債権の放棄（第5条関係）

事業管理者は、料金等に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができることとする。

## 5 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の廃止（附則第2項及び第3項関係）

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例を廃止することとし、同条例の廃止に伴う経過措置を定めることとする。

### [適用]

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

小田原市病院事業の料金等に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第38号

小田原市病院事業の料金等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、小田原市病院事業に係る診療その他の業務（以下「診療等」という。）の料金その他の費用（以下「料金等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(料金等)

**第2条** 病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、診療等について、料金等を徴収する。

2 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他の法令（以下この条において「法令」という。）によりその額を定められた診療等に係る料金等の額は、法令の定めるところにより算定した額とする。

3 法令の適用を受ける入院時の食事療養に係る料金等の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。第5項において「療養費算定基準」という。）により算定した食事療養費の額とする。

4 法令の適用を受けない診療等に係る料金等の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に基づき1点の単価を15円として計算して得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を超えない範囲内で事業管理者が定める率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 法令の適用を受けない入院時の食事療養に係る料金等の額は、療養費算定基準により算定した食事療養費の額に100分の150を乗じて得た額を超えない範囲内で事業管理者が定める額とする。ただし、消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされる食事療養以外の食事療養については、その額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号。以下「療養告示」という。）に規定する療養及び第2項から前項までの算定方法により難い診療等に係る料金等の額は、別表に定めるものほか、事業管理者が別に定める額とする。

7 第2項から前項までの規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びに社会保険団体等との間の特別な契約により行う診療等に係る料金等の額は、当該契約において定める額とする。

（料金等の徴収時期）

**第3条** 料金等は、その都度、徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、入院患者に係る料金等は、毎月末をもって計算し、事業管理者が定める日までに徴収する。ただし、退院する月の診療等に係る料金等は、退院の際に徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、契約で定める場合、救急診療等でその都度徴収するところが特に困難な場合その他事業管理者が定める場合は、事業管理者が定める日までに徴収する。

（料金等の減免等）

**第4条** 事業管理者は、特に必要と認めるときは、料金等を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（債権の放棄）

**第5条** 事業管理者は、料金等に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

（委任）

**第6条** この条例に定めるもののほか、料金等の徴収に関し必要な事項は、事業管理者が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の廃止)

2 小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 60 号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定に基づいて徴収すべき診療報酬その他の費用については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

種 別			単 位	金 額		付 記	
				市民等	市民等以外の者		
特別入院室料 (加算額)	特別室	A		22,000円 (20,000)	30,800円 (28,000)	1 病院の都合又は患者の病状により特別入院室料を加算する病室を使用させる場合は、加算しない。	
				11,000円 (10,000)	15,400円 (14,000)		
	L D R 室		1 日	20,000円	28,000円	2 L D R 室は、非課税とする。	
	特別4床室			3,850円	5,390円	3 ( ) 内は、小児患者が特別室を使用する場合の料金の額とする。	
				7,700円		4 消費税法別表第2第8号に規定する資産の譲渡等に該当する場合は、消費税率等を除して得た額とする。	
				5,500円			
再診時選定 療養費	初診時選定 療養費	医 科	1 回	3,300円		療養告示第2条第4号に規定する初診に該当する場合とする。	
		歯 科		2,090円			

特別長期入院料	1日	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	療養告示第2条第7号に規定する入院に該当する場合とする。
多焦点眼内レンズ支給選定療養費	1回	水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの費用から診療報酬の算定方法による水晶体再建術において主に使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額及び当該多焦点眼内レンズの支給に当たり必要となる検査（保険外併用療養費の支給の対象となる検査を除く。）の費用の額の合算額を基準として事業管理者が定める額に、消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	療養告示第2条第11号に規定する多焦点眼内レンズの支給に該当する場合とする。
		療養告示第2条第15号に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同号に規定する新医薬品等（以下「長期収載品」とい	療養告示第2条第15号に規定する処方等又は調剤に該当する場合とする。

長期収載品選定 療養費	1 回	う。) の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 10 円を乗じて得た額に、消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
妊婦健康診査料		3, 000 円	診察時間以外の時間において診察又は出産をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額の範囲内において事業管理者が定める額を加算する。
分娩介助料	1 件	70, 000 円	100, 000 円
無痛分娩料（加算額）		150, 000 円	無痛分娩を行った場合において分娩介助料に加算する。
新生児保育料	1 日	6, 000 円	
育児相談料	1 件	3, 300 円	消費税法別表第 2 第 8 号に規定する資産の譲渡等に該当する場合は、消費税率等を除して得た額とする。
		診療報酬の算定方法により算定した	

がん検診料		額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額の範囲内において事業管理者が定める額	
文書料	診断書	1 件	2, 200 円
	死亡診断書 (死体検案書)		3, 300 円
	特殊診断書		5, 500 円
	証明書		1, 430 円
	特殊証明書		4, 400 円
死体処置料		1 体	3, 300 円

備考 この表において「市民等」とは、小田原市、南足柄市、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内に居住する者をいい、「市民等以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

## 小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正され、従来のサウナ設備のうち、消費熱量が小さい簡易サウナ設備に係る設置要件の整備が行われることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

#### 1 簡易サウナ設備の位置及び構造に係る基準の設定（新第7条の2関係）

簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。）を、火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備とすることとし、その位置、構造及び管理の基準を定めることとする。

#### 2 従来のサウナ設備の名称の変更（新第7条の3及び第44条関係）

1に伴い、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に変更することとする。

#### 3 火を使用する設備等の届出対象の追加（第44条関係）

簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）を設置しようとする場合には、あらかじめ消防長に届け出なければならないこととする。

#### 4 その他

規定を整備することとする。

### [適 用]

令和8年3月31日

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

小田原市長 加 藤 憲 一

## 小田原市条例第39号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和37年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

**第7条の2 簡易サウナ設備**（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の

3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。) 及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### **附 則**

この条例は、令和8年3月31日から施行する。